

蕨市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

蕨市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年蕨市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄